

第3章 食品リサイクルにおける学校給食由来の食品循環資源について

3-1 はじめに

この章では、現行の食品リサイクル法と食育基本法において、「学校給食由来の食品循環資源」としての扱いに対する議論の実態を述べ、また資源としての有用性と再生利用の必要性について考察する。

3-2 食品リサイクル法における学校給食由来の食品廃棄物

前章（2-3）における現行の食品リサイクル法では、学校給食は食品リサイクル法の対象とされていない。その理由背景と共に、近年議論されている「法の対象へ追加することへの議論」について述べる。

3-2-1 議論と背景¹⁾

3-2-1-1 議論

農林水産省・食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会によると、「学校等から発生する食品廃棄物等は、健康面に配慮した食事であるため、塩分、油分が比較的少なく、資源として利用しやすい面があること、取組を子供たちに伝えていくことは、食べ物を大切にすることを育てる観点から非常に重要であることから、これらを対象とすることを検討すべき」とされている。

3-2-1-2 背景

現行の食品リサイクル法において定義されている食品関連事業者のうち、食品リサイクル法第2条第4項第2号で定められている「飲食業店その他食事の提供を伴う事業として政令で定める者」については、飲食店業の他に、資源の有効活用を促進する観点から、再生利用等に取り組む必要性の高い業種を政令で指定し、当該業を行う者を食品関連事業者として位置づけている。一方、学校教育等を行う者については、教育や福祉等の一環として食事を提供し、一定規模の食品廃棄物等を継続的に発生させているものの、その実態等を勘案し、再生利用等に取り組む必要性は低いと判断されたことから、現行制度においては、食品関連事業者とされていない。

3-2-2 対応

この背景を受けての、行政の対応を以下に示す。

3-2-2-1 対応の方向

「教育的・食育的観点から、学校等における食品廃棄物を資源として再生利用する取組を食品リサイクル法の中で位置づけることを検討してはどうか。」という意見段階である。

3-2-2-2 期待される効果

期待される効果としては、

食育の推進として、食品循環資源の再生利用等に関する体験活動を推進、

学校給食由来の食品廃棄物等を再生利用等しやすい環境の整備を促進、

があげられている。

このことより、学童期からの食育から環境教育にもつながることに加え、学校給食由来の食品循環資源の周囲環境についても見直しを促進することにつながる、と考える。

3-2-3 課題

学校給食を担うものを「食品関連事業者」として位置づけると、営利目的ではない学校給食を対象に、最終的に罰則が適用される可能性があるため、基本方針に明記する等の工夫が必要である。

3-2-4 学校給食残渣の発生量の実態

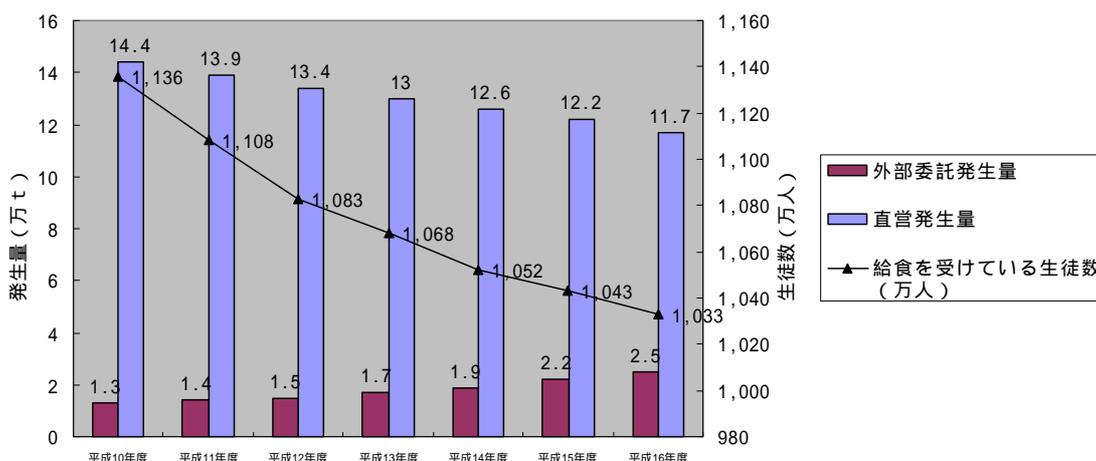


図 3-1 学校給食残渣の発生量の推移 (文献²⁾を参考に作成)

表 3-1 学校給食残渣発生量と1人当たりの食べ残し量の推移²⁾

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	H12/H16 (%)	
給食を受けている生徒数 (万人)	1,136	1,108	1,083	1,068	1,052	1,043	1,033	95	
(発生量) 給食残渣 (万t)	外部委託発生量	1.3	1.4	1.5	1.7	1.9	2.2	2.5	163
	直営発生量	14.4	13.9	13.4	13.0	12.6	12.2	11.7	88
	合計	15.7	15.3	14.9	14.7	14.5	14.4	14.3	98

図 3-1, 表 3-1 より, 平成 10 年 (1998 年) 度から 16 年 (2004 年) 度にかけて, 生徒数は急速に落ちている。また, 食品廃棄物の外部委託からの発生量, 直営からの発生量, 食品廃棄物全体の発生量も, 全体として生徒数が減少している分, 減少する傾向にはある。

3-2-5 学校給食由来の食品循環資源リサイクルの取組実態の把握

3-2-5-1 学校給食から発生する食品廃棄物のリサイクルの取り組み事例

農林水産省が発表している取組事例としては, 食品リサイクル小委員会が発足した 2005 年度から, 11 回の会合が行われた中で 6 件確認した。この事例らについてのまとめ方は, ヒアリング等を基に事業の概要と運営状況について簡潔に述べられたものである。

表 3-2 食品リサイクル小委員会 資料記載事例¹⁾

食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会		
回	提出年月日	掲載地域
第9回	2006年10月24日	宮城県仙台市 北海道札幌市 千葉県千葉市
第10回	2006年11月28日	新潟県長岡市
第11回	2006年12月26日	東京都練馬区 大阪府豊中市

3-2-5-2 学校給食由来の食品循環資源の主な再生利用方法

表 3-2 に記載の事例 6 件のうち, 5 件が堆肥化リサイクルであり, 飼料化リサイクルは 1 件のみであった。

3-3 食育基本法における学校給食由来の食品廃棄物³⁾

前章 (2-5-2) で述べたように, 食品リサイクル法の中でも, 発生抑制に資する施策との連携等, 新たな観点からの具体的な取組が必要であり, その促進に関与する制度の重要性は高い。その中で学校給食に最も関係する「食育基本法」からみた学校給食由来の食品廃棄物の扱いについて説明する。

「食育基本法 第 20 条 学校, 保育所における食育の推進」において国及び地方公共団体は, 学校, 保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう, 学校・保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援, 食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備, 学校, 保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施, 教育の一環として行われる農場等における実習, 食品の調理, 食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進, 過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする, とされている。

3-4 まとめ

現状まででは学校給食は、「学校教育」というサービスと一体不可分とされ、食品リサイクル法の対象とはされていない。しかし、法改正に向けて教育的・食育的観点からの「食品リサイクル法内での位置づけ」が提案されている。

提案先の農林水産省の算出したこの統計では、各学校給食において排出量の減少の要因が「少子化」であることにとどまり、食べ残し率が一定のため、食育や環境教育による成果は示されていない。また、食育基本法については学校給食由来の食品廃棄物について、食の理解を深めるための教材として意識していることがわかった。

このような食品リサイクル法と食育基本法の連携に基づき、次の章から本研究における良例の定義を示し、事例調査を開始する。

<注釈及び参考文献>

- 1) 食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会，第10回食品リサイクル小委員会中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会：参考資料14，資料3，食育基本法参照条文
< http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/recycle/10/ref_data14.pdf > , 2007-11-11

- 2) 計算方法

食品廃棄物発生量 = 一人当たり食品残さ × 生徒数 × 日数 × 外部委託率（直営率）により試算

一人当たり食品残さ = 69 g（聞き取り調査により算出）

生徒数 = 学校給食状況調査（文部科学省）

日数 = 200日

外部委託率・・・学校給食実施状況調査（文部科学省）

平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
8.3	9.2	10.3	11.5	13.4	15.2	17.6

- 3) 内閣府共生社会政策統括官：食育基本法・政令，食育基本法

< <http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/> > 2007-12-13

